

京都市告示第 9 号

河川法第16条の3第1項の規定に基づき河川工事を施行しますので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年 4月 2日

京都市長 門川大作

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		延長
事業名	河川名	上流端	下流端	
都市基盤河川 改修事業	安祥寺川	JR 東海道本線交差部上 流（京都市山科区御陵田 山町 35 番地の 32 地先）	京阪京津線橋梁交差部下 流（京都市山科区御陵鳥ノ 向町 20 番地の 2 地先）	200m

2 河川工事の内容

水路トンネル整備 L = 200m

3 河川工事の期間

平成30年4月1日から平成45年3月31日まで

(建設局土木管理部河川整備課)